

埼玉県看護協会・自然災害時、研修センターの安全管理について

平成 26 年 7 月 19 日

1. 予測可能な自然災害などへの対応

1) 大型台風、大雪などで交通網寸断が予測される場合は、翌日の研修は中止する。

中止の判断は、NHK ニュースなどを参考にし、在席する会長、専務、常務理事等で協議し、決定する。

決定事項はホームページや電話、メール等で講師や受講者の所属施設や本人など、関係者に連絡する。

★ ホームページを通しての情報配信時は、原則前日の 16 時頃までに掲載する。

2) 長期研修（認定看護管理者教育課程、看護学生実習指導者講習会など）の場合は、あらかじめ非常時の連絡方法を明確にしておく。

2. 突発的な自然災害などへの対応

1) 地震や大雨など、突発的な自然災害が発生した場合は研修や委員会などを途中で中止し、受講生、講師、職員の帰宅を促す。

中止の判断は、NHK ニュースなどを参考にし、在席する会長、専務、常務理事等の協議で決定する。

2) 交通網の寸断や余震が想定される場合は受講生や職員を協会内に留め、安全を期する。必要時、災害備蓄品（飲料水、飴、菓子等の甘味品、毛布、寝袋など）を使用する。

3) やむを得ず帰宅するものは、帰宅後協会に連絡をいれる。

3. 閉館時の対応

1) 大型の自然災害などで閉館する場合、安全のため職員は出勤を停止する。ただし、会長の判断で必要最小限の職員を保安要員として出勤させる場合がある。

4. 上記の内容は埼玉地域看護研修センター（第1研修センター）、埼玉高齢者介護研修センター（第2研修センター）に適応する。